

第 38 回 J/24 クラス全日本選手権大会 2018 17 – 25 Nov.



帆 走 指 示 書

主 催 : 日本 J/24 クラス協会
公 認 : 財団法人 日本セーリング連盟 承認番号 (H 30-40)
後 援 : J S A F 外洋東海
協 力 : (株)マリーナ東海 (株)ラグナマリーナ
開催場所 : 愛知県蒲郡市海陽町 2 丁目 1 番地 ラグナマリーナ

[DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60.1(a) を変更している。

1 規則

- 1.1 本レガッタは、2017-2020 セーリング競技規則（以下規則という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 『国際 J/24 クラス協会規則（以下、IJCA 規則）』を適用する。
- 1.3 規則 42 違反艇に対し付則 P を適用する。なお、規則 P1 中の「セール番号」は、「セール番号または識別番号」とする。これは規則 P1 を変更している。
- 1.4 RRS 付則 G に従いチャーター艇で参加する場合、艇体番号とセール番号の不一致はこれを認める。
- 1.5 艇が各日の最初のレースのために係留場所を離れてから係留場所に戻るまでのレース中以外の間、艇は RRS41 により許されている場合を除き、他の競技者または主催者の指示の下にある運営艇を除く外部の者からの援助を受けてはならない。
レース中は RRS 41 が修正なしに適用される。
レース委員会 (RC) が、信号旗 H の上に AP (及び、AP-A、N-H、N-A) を掲揚した場合には、上記の RRS 41 に対する追加規定は、艇が再び係留場所を離れるまで停止される。
これは RRS 第 4 章の前文を変更している。
- 1.6 各艇に対し識別番号が指定され、レガッタ中その艇を識別するために使用される。
識別番号シールは、バウの指定された位置に貼付しなければならない。
識別番号シールは、大会受付時にレース委員会事務局から配布され大会が終わって艇が上架されるまで、しっかりと貼られていなければならない。
- 1.7 規則 61.1 (a) に基づき掲揚される赤色旗は、展開した時に縦 150mm 以上横 200mm 以上の大きさで、他艇から視認できる位置に取り付けられている事。
これは規則 61.1 (a) を変更している。
- 1.8 規則 44.3 に基づき掲揚される黄色旗に代えて I 旗を用いても良い。
黄色旗、I 旗、いずれの場合も展開した時に縦 150mm 以上、横 200mm 以上の大きさで、他艇から視認できる位置に取り付けられている事。
これは規則 44.3 を変更している。
- 1.9 IJCA 規則 C.2.1 を次のとおり変更する。
レースでの艇の乗員は 3 名以上で、クラス規則 C2.1(a) に従っている事で交代が出来る。

2 競技者への通告

- 2.1 大会期間中、レース委員会事務局は、ラグナマリーナに置く。
- 2.2 競技者への通告は、ラグナマリーナ内に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する日の初のレースの予告信号 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
ただし、レース日程の変更がある場合は、発効する前日の 17:00 までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号はラグナマリーナに設置された信号ポールに掲揚される。
- 4.2 陸上で AP 旗を掲揚した場合、RRS のレース信号 AP 旗の意味を「1 分後」から「60 分以降」と読み替える。
これは、RRS 信号旗を変更している。

5 日程

5.1 レース日程

11月17日(土)	13:00~17:00	大会受付	搭載備品申告	艇体計測	セール計測
11月18日(日)	09:00~17:00	大会受付	搭載備品申告	艇体計測	セール計測
11月21日(水)	10:00~17:00	大会受付	搭載備品申告	艇体計測	乗員体重測定
11月22日(木)	10:00~17:00	大会受付	搭載備品申告	部分艇体計測	乗員体重測定
11月23日(金)	08:00~09:00	出艇申告	乗員体重計測		
	09:00~09:30	艇長会議			
	11:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻			
	18:00~	会員総会	ウエルカムパーティー		
11月24日(土)	08:00~09:00	出艇申告	乗員体重計測		
	09:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻			
11月25日(日)	08:00~09:00	出艇申告	乗員体重計測		
	09:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻			
	15:00~	表彰式			

5.2 大会最終日は、13:00を越えて予告信号が発せられることない。

5.3 本大会は7レースを予定している。1日に行われるレース数は3レースまでとする。

6 クラス旗

『国際J/24クラス旗』(白地に青色のクラスエンブレム)

7 レース・エリア

添付図1にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 コースは風上/風下の5レグ(コース1)または4レグ(コース2)である。

8.2 添付書2の見取図がコースを示す。

8.3 予告信号以前に、およそのコンパス角度と最初のレグの距離を掲示する。

8.4 コース指示は、「数字旗1」がコース1を、「数字旗2」がコース2を示す。

8.4 オフセット・マーク(マーク1aと指定される)がマーク1と併せて使用される。オフセット・マークは(風上を見て)ウェザー・マークの左側、ウェザー・レグに対して概ね直角に、マーク1のポート側約10-15艇身の距離に設置される。

8.5 マーク2は2個のマーク(マーク2pとマーク2s)からなるゲートである。ゲートになっていない場合には、マーク2をポートに見て回航しなければならない。コース変更が行われた場合を除き、ゲートは概ねレース委員会信号船の風上で、レース委員会の裁量によりきめられた距離に置かれる。ゲートはスタート信号の後に設置されることがある。

8.6 コース変更の場合を除き、コース1のフィニッシュはマーク1の風上である。

8.7 5レグ・コースの場合、4レグより短くするコース短縮は行わない。4レグ・コースの場合、3レグより短くするコース短縮は行わない。この帆走指示に関してのみ、マーク1とオフセット・マークの間隔は、コースのひとつのレグとはみなさない。この項はRRS 33を変更している。

9 マーク

マーク 1、1 a、2 s と 2 p、スタート及びフィニッシュマークは次の通り。(RC : レース委員会)

マーク	元のマーク	SI 13 による新しいマーク
1	黄色に赤色帯の円柱形ブイ	黄色円柱形ブイ
1 a (オフセットマーク)	黄色円柱形 (小型) ブイ	同じ形状のブイ
2 s と 2 p (ゲート)	黄色三角錐 (テトラ型)	黄色円柱形ブイ
スタート	RC 信号旗船が掲げた橙色の旗と黄色円柱形ブイ	
フィニッシュ	コース 1 : 橙色の旗を掲げた RC 船と黄色円柱形ブイ コース 2 : 橙色旗を掲げた RC 信号船と黄色円柱ブイ	橙色の旗を掲げた RC 信号船と近くのマーク または、橙色の旗を掲げた RC 船と近くのマーク

コースのレグの変更を通知するレース委員会のボートは、指示 12.2 に記載されているマークである。

10 スタート

- 10.1 レースは、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、RRS 26 に従ってスタートする。
- 10.2 スタート・ラインはスターボード側の端に位置する RC 信号船上のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポート側の端にあるスタート・マークのコース側の間とする。
- 10.3 スタート信号後 10 分を過ぎてスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS 63.1、A4 および A5 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更するコース変更は、RRS 33 に従って信号が発せられる。
- 11.2 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し (またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行可能になり次第、元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、元のマークをもって置き換える。
- 11.3 ゲートでの場合を除き、艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会船と近くのマークとの間を、マークをポート側、レース委員会船をスターボード側に見て通過しなければならない。これは RRS 28 を変更している。

12 フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・ライン上の一方の端に位置する RC 船のオレンジ旗を掲揚したポールと、もう一方の端にあるフィニッシュマークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会がその日のうちにもう 1 つのレースを行う意向である場合、レース委員会は、艇がフィニッシュしている間、第 2 代表旗 (音響なし) を掲揚する。これは RRS レース信号を変更している。

13 タイム・リミットとターゲット・タイム及びフィニッシュ・ウィンドウ

- 13.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
120 分	30 分	20 分	90 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しようがない場合、レース委員会はレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。

- 13.2 ターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。
- 13.3 RRS30.3 及び 30.4 に違反しないで先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

14 ペナルティー方式

- 14.1 RRS 44.1 (主文) および 44.2 (回転ペナルティー) は本レガッタにおいては使用されない。RRS 44.1(a) および 44.1(b) は引き続き適用される。RRS 44.3 「得点ペナルティー」が、IJCA による修正を加えたペナルティー (下記の表) を用いて適用される。

行為とペナルティー	10%	20%	25%	30%
マークとの接触	X			
第 2 章の規則違反 (航路権とルーム)	X			
ゾーン内での第 2 章の規則違反 (航路権とルーム)		X		
マークとの接触に対するアフター・レース得点ペナルティー		X		
第 2 章の規則違反 (航路権とルーム) に対するアフター・レース得点ペナルティー		X		
ゾーン内での第 2 章の規則違反 (航路権とルーム) に対するアフター・レース得点ペナルティー			X	
上記アフター・レース得点ペナルティーを抗議締切り時刻後に履行する場合				X
アービトレーションの結果、履行する場合。				X
<u>レース委員会またはプロテスト委員会により審問なしに課されるペナルティー：これは RRS 63.1 を変更している。</u>				
艇がレース前にチェックインをしなかった場合 (SI 18.1) (RC)	X			
正しい得点ペナルティー履行の要件が一部しか (すべてではなく) 満たされなかった場合 (PC)				X
RRS 42 違反に対するペナルティー (PC)	X			

- 14.2 RRS 44.3(c) を次のように修正する：得点ペナルティーを履行した艇のレース得点は、ペナルティー数の分だけ、そのペナルティーを受けなかった場合の得点から悪くした得点としなければならない。ペナルティー数は、上記表に示された得点ペナルティー・パーセンテージからその艇の状況にもっとも適合するものを用いて、競技している艇数に掛け、小数点以下を四捨五入した整数として計算しなければならない。ただし、その艇の得点は「フィニッシュしなかった (DNF)」よりも悪くってはならない。得点ペナルティーが適用されたことによって他の艇の得点を変更してはならない。したがって、2 艇が同じ得点となることがある。
- 14.3 規則44.3(b)の報告義務に加え、得点ペナルティーを受け入れた艇は、クラブハウス2階にあるレース・オフィスにて入手できる「得点ペナルティー承諾書」を提出しなければならない。レース委員会は、適切に得点ペナルティーを承諾した艇のリストを、公式掲示板に掲示する。

- 14.4 アフター・レース得点ペナルティーは、レース・オフィスにて入手可能な「得点ペナルティー承諾フォーム」を、そのインシデントが関係する審問が始まる前に、提出することにより履行することができる。提出のタイミングは、抗議締切り時刻の前か後かで、表に示されたとおりペナルティーに影響する。
- 14.5 アービトレーションを、第2章の規則またはRRS 31に関するインシデントについて、抗議審問に先立って使うことができる。アービトレーションで受け入れたペナルティーは、表に示されたとおりである。
- 14.6 RRS 付則 P が適用される。ただし、P2 は P2.1 のみがペナルティーとして適用されるように修正される。P2.1 に対するパーセンテージ・ペナルティーは表の通り修正される。
- 14.7 RRS 64.1 のとおりに、その他のペナルティーがいくつかの IJCA 規則違反に対して適用される。添付書 3 を参照のこと。
- 15 抗議と救済要求
- 15.1 抗議書はセーリングハウス 1 階にあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問はセーリングハウス 1 階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 15.5 SI 13.1 に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
- (a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
 - (b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.7 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
- この項は、RRS66 を変更している。
- 15.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、RRS 62.2 を変更している。
- 16 得点
- 16.1 選手権の成立には 3 レースを完了することが必要である。
- 16.2 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。
4 レース以上完了した場合は、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
これは、付則 A を変更している。

17 安全規程 [DP]

- 17.1 毎日の最初のレースの予告信号前に、各艇はスターボード・タックで帆走しながら L 旗を掲げた指定のレース委員会船のスターンを通過し、レース委員会が認識してバウ・ナンバーを反唱するまで、自艇のバウ・ナンバーを呼びかけなければならない。
- 17.2 レースからリタイアした艇、レースに出場しない意向の艇、またはレース・エリアに戻った艇は、できるだけ速やかにレース委員会に通知しなければならない。

18 装備品の交換 [NP] [DP]

損傷を受けたか失われた装備の交換は、レース委員会による承認なしには許可されない。レース委員会への交換の要求は、最初の妥当な機会になされなければならない。

スピナーカー・ポール、ラダー、ティラーおよびティラー・エクステンションの交換は、計測済みで艇内に搭載した予備品との交換であれば、通知なしに行ってもよい。

19 装備と計測のチェック [NP] [DP]

艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上で艇は、レース委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わなければならない。

20 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

- ・レース委員会艇・・・・・・・・・・ピンク色旗
- ・プロテスト委員会艇・・・・・・・・・・白地に赤字で P の旗

21 支援艇 [NP] [DP]

- 21.1 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、「艇がレースをしているエリア」の 150 メートル以上外側にいなければならない。
- 21.2 支援艇を出艇させる場合は事前にレース委員会へ届出し、配布されるフラッグまたはリボンを掲揚しなければならない。
- 21.4 支援艇は、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の無線を傍受してはならない。

22 ごみの処分 [NP] [DP]

競技者はゴミを水中に投棄してはならない。ゴミは陸上で適切に処分するために保持しなければならない。または運営艇にそのような機能がある場合には、運営艇に渡してもよい。

23 停泊

艇はマリーナの指定された場所に停泊しなければならない。

24 上架の制限

艇は、11 月 23 日（木）10：00 までにはラグナマリーナ内の指定された水面にななければならない。また、艇はレース委員会の事前の許可があり、その条件に従っている場合を除き、最終レースが終了するまで上架してはならない。

25 潜水用具とプラスチック・プール

25.1 水中呼吸器具、プラスチック・プールまたはそれらに類するものは、計測終了時刻からレガッタ最終時点までの間、艇の周辺で使用してはならない。

ロープや布、艇体の清掃のために考案された器具は、泳いだり、艇にぶら下がったりしていつでも使用できる。

25.2 いかなる方法でも、清掃や点検を目的として艇を傾けることは、レガッタ期間中禁止される。

26 無線通信

26.1 緊急の場合を除き、艇はレース中、音声通信・データ通信などあらゆる無線通信の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

27 賞

総合1位から3位（参加定数の15%に当たる数の艇に与える指針）までに賞状及び賞を授与する。

各レースのトップ艇に賞が与えられる。

上位、5チームのヘルムスパーソンに2019年世界選手権への出場資格を与える。

28 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4 [レースをすることの決定] 参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

29 保険

参加艇は、大会期間を含む有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図1 レース・エリア



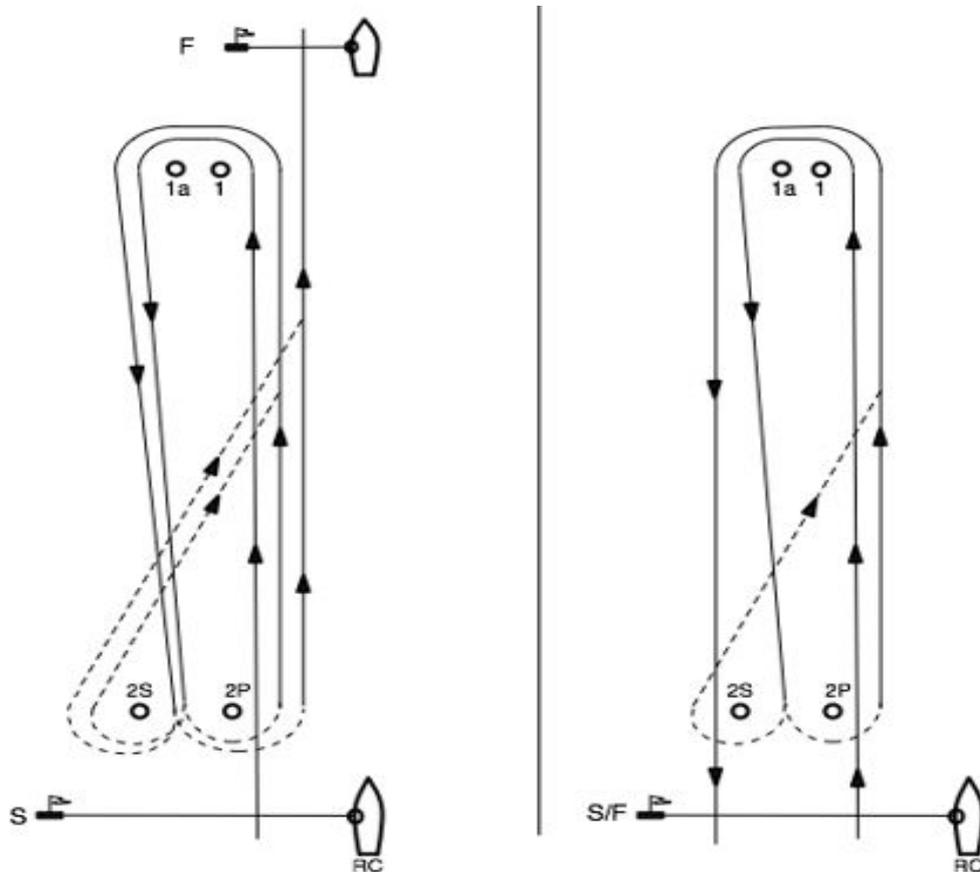
添付図2 レース・コース (風上-風下コース)

【コース1】

スタート-1-1a-2S/2P-1-1a-2S/2P-フィニッシュ

【コース2】

スタート-1-1a-2S/2P-1-1a-フィニッシュ



添付書 3 — いくつかのクラス規則違反に対する代替的ペナルティー

下表に挙げたクラス規則に違反した艇には、以下のペナルティーが失格に代って適用される。これらの得点ペナルティーはすべて、RRS 44.3(c)の通り計算しなければならない。

クラス規則	違反行為	得点ペナルティー
B3	必須装備とオプション装備の一覧表を含め、完全な計測証明書を艇内に搭載していない。	20%
C4	広告が WS の標準（規定 20）に従っていない。	20%
C9.4 & C9.5	メインセールがリミット・マークを超えてセットされている。	20%
C5.1(a)(1)	水汲みバケツ（最低 9 リットル、ラニヤード付き）を搭載していない。	20%
C7.2(a)(9)	承認済みのコンパス機器が無い、または機能しない。	20%
C5.1(a)(4)	シーアンカー取り付けられ、投げ入れることのできる救命器具がデッキ上にあり使用可能となっていない。	20%
C5.1(a)(5)	救急キットを搭載していない。	20%
C5.1(b)(1) C5.1(a)(2) C5.1(a)(10)	アンカー、船外機、バッテリーおよび燃料タンクのいずれかが、正しい場所にあり動かないように固縛されていない。	20%
C7.3(a)(11)	伸縮性（ショック）コードが、スタンディングまたはランニング・リギンに用いられている。それらにはショックコードの使用は認められていない。	20%
C5.3	バッグから出したセール以外の装備を、キャビンの底に積載すること。	20%
	帆走指示書がレガッタの間中は艇を水に浮かべておかなければならないと規定しているときに、ラダーを水中から取り出すこと。	20%

艇が上記ペナルティーの 1 つを受けた場合には、プロテストの判決には、同じペナルティーを、同じ違反が起こったと考えられる他のレースにも適用するかどうかを、含めなければならない。